

評価支援の計画演習の目的

- ・各保険者による特定健診・保健指導事業が円滑に進められるよう、都道府県、保険者組合等が、事業評価の支援や広域的なサポートを行うため、情報を交換しながら具体的な支援やサポートについて検討してまとめる。
- ・この演習だけで完結するのではなく、これを一つのきっかけとして、実効ある事業評価の支援ができるように共同して役立てる。

演習の概要

- ① 【ブロック単位】2日目9:00－9:50
H21特定健診・特定保健指導の事業評価の支援について(課題)、情報交換
- ② 【都道府県単位】2日目9:50－11:40
H21特定健診・特定保健指導の事業評価の支援について、修正統合等
- ③ 【ブロック単位】2日目12:30－13:10
ブロック別発表会
- ④ 【全体】2日目13:25－13:45
全体まとめ

グループ分け

- ・各都道府県には、都道府県、健康保険組合、都道府県連合会、都道府県国民健康保険団体連合会、県下の政令指定都市・中核市等が含まれます。

「H21特定健診・特定保健指導の事業評価の支援について」について意見交換 【ブロック単位】2日目

1. 2日目の朝(9:00～)は、別表にしたがって、各演習場所(ブロック単位)に集合して下さい。
2. 「H21特定健診・特定保健指導の事業評価の支援について」の討議は、ブロック単位(4～8県単位)で行います。
3. 9:50頃まで、ブロック単位で、H21特定健診・特定保健指導の事業評価の支援に関する討議を行って下さい。議論を通じて得られた点を、「H21特定健診・特定保健指導の事業評価の支援について」に反映させて下さい。

「H21特定健診・特定保健指導の事業評価の
支援について」の扱いについて

【ブロック単位】2日目

4. 持参した「H21特定健診・特定保健指導の事業評価の支援について」のコピーは、発表時にブロックメンバーに配布して下さい。足りない場合は、共有して下さい。
5. 「H21特定健診・特定保健指導の事業評価の支援について」に関する討議が終了したら、今度は都道府県単位で集まって、それぞれが作成した「H21特定健診・特定保健指導の事業評価の支援について」ファイルを、1つのフォルダにまとめて下さい。

「H21特定健診・特定保健指導の事業評価の
支援について」の修正統合等

【ブロック単位】2日目

6. 12:30までに、発表会場前方のノートパソコンのデスクトップ上の提出フォルダーに成果物入りのフォルダを提出して下さい。フォルダ名は、都道府県にして下さい。
7. 提出されたファイルは、まとめて、後日、ホームページ上に参加者のみ閲覧・ダウンロード可能な状態でアップします。

「H21特定健診・特定保健指導の事業評価の
支援について」の全体まとめ

【ブロック単位】2日目13:25－13:45

1. ブロック単位の発表会が終わり次第、全員、交流
対応大会議室に戻って下さい。
2. 最後に、まとめを行います。

「H21特定健診・特定保健指導の事業
評価の支援について」

- 様式中1「事業評価を支援するための枠組み
(協議会、委員会等)の組織や構成について」
 - 保険者協議会やその下部の作業部会、県の生
活習慣病対策委員会など、評価の支援に関与す
る広域(都道府県レベル)の「組織」について、
 - 名称や具体的な役割、複数ある場合は分担や連
携、また個別の「組織」の構成員(所属や人数な
ど)、などについて、
- 整理します。
 - 様式以外に図示するなどしてもかまいません。

「H21特定健診・特定保健指導の事業 評価の支援について」

- 様式中2「評価支援の枠組み」の対象と方法
 - 健診・保健指導実施機関、保険者、専門職団体など、広域(都道府県レベル)に存在する関係者のうち評価を支援すべき「対象」を列挙して、
 - 健診受診率・保健指導実施率や所見の状況、医療費、あるいは精度管理状況など、「評価に用いる指標に関するデータの所在や流れ、円滑な集計分析」に係る課題や支援について、
- 整理します。
 - 様式の他にも表を作成してもかまいません。

「H21特定健診・特定保健指導の事業 評価の支援について」

- 様式中3「支援した事業評価結果の活用」
 - 健診・保健指導実施機関に送付・返却、担当者会議等研修により担当者に還元、翌年度の事業案企画に活用、ホームページや広報などで公開など、「評価のフィードバック」について、
 - 特に「誰向けに」、「どうやって」、還元するか意識して、
- 整理します。
 - 様式の他にも表を作成してもかまいません。

「H21特定健診・特定保健指導の事業 評価の支援について」

- 様式中4「その他、21年度以降、特に対応が必要だと考えている事項」
 - 関係者の所在、評価の支援、還元について、**様式中1-3で整理してきたこと以外に**、特に対応が必要だと考えられることについて、
- 整理します。
 - がん検診との連携、糖尿病対策等医療の充実、などを想定(1-3で上がっていない場合)。
 - **実現可能性、重要度、緊急度などについて**意識してください。
 - 実現可能性は低いが重要、などもありえます。

「H21特定健診・特定保健指導の事業 評価の支援について」

- なお、広域(都道府県レベル)の団体ではない(つまり、市町村や保険者自身)場合、
- 広域(都道府県レベル)での現実的な連携や支援を実現するために、
 - **実際の評価実施上ハードルとなっていることは？**
 - **他どんなことをどんな組織・団体に期待するか？**
- という観点で相互に意見交換を進めましょう。

参考①

事業の骨組は？
評価とは？

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

• 第四：事業実施上の留意事項

－ 六 保健事業の実施計画の策定

- － 保険者は、効果的な保健事業の展開を図るため、被保険者の健康課題を明確にし、その課題に対し重点的に取り組むべき事項など、中長期的な展望を踏まえて保健事業の実施計画を策定すること。計画策定にあたっては、健康課題を明確にするため、被保険者の健康診査の結果、受診状況、医療費の状況等から分析を行い、地域や集団の特性を把握し、保険財政の状況も勘案した上で、具体的な事業内容を定めること。
- － また、同計画は特定健康診査等実施計画や健康増進計画との整合性をはかり、わかりやすい形でホームページ等を通じて公表すること。
- － なお、次年度以降の事業がより効果的かつ効率的なものとなるように、事業の評価を行うこと。

事業・計画でもそのまえに・・・ まずは、地域を「診る」こと！

でもそれも保健事業実施指針にまで
書いてある・・・

事業に「理屈の骨組」がありますか？

これらをつかって・・・こうやれば・・・こうなって・・・そうなって・・・ああなる(遠い)。

ロジック・モデル、
ロジカル・フレームワーク、
などと呼ばれます。

影響
(インパクト)

成果
(アウトカム)

結果
(アウトプット)

活動
(アクティビティ)

投入資源
(インプット)

あるべきすがた
めざすところ
(推計など)

その
ため
には
・
・
・

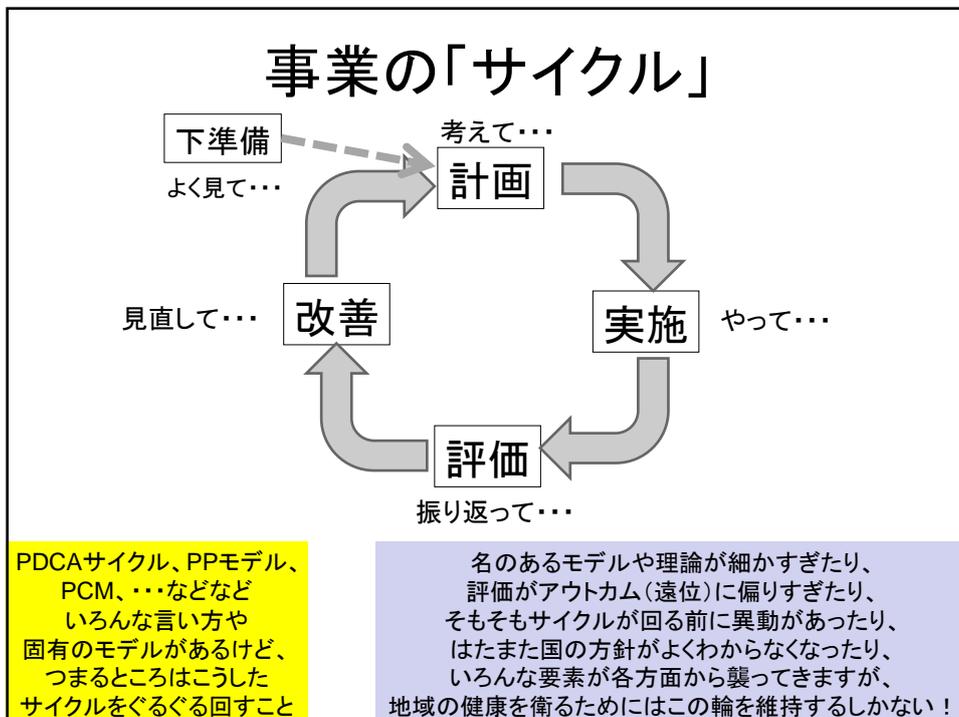
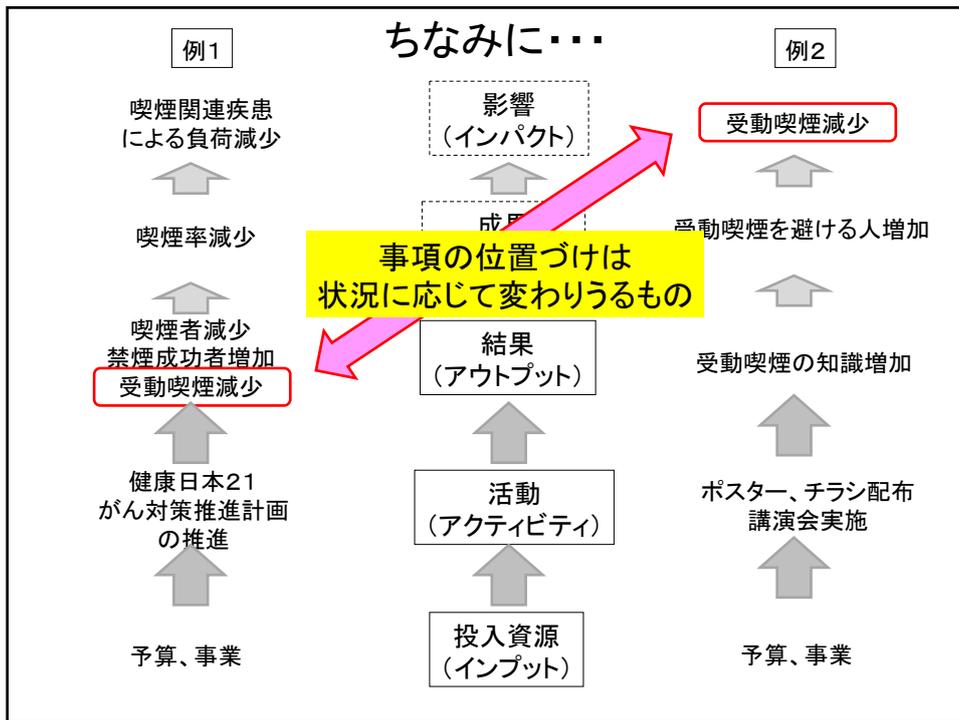
なにが必要？
なにをする？
優先？

コントロール
できる場所は
このあたり

過程(プロセス)、
構造(ストラクチャ)、
という視点もある

生産物(プロダクト)
活動
基盤

ひと
おかね
もの



いまさらですが・・・

- 「評価」とは・・・
 - ある活動の特徴とその効果の系統的な調査及び査定であり、
 - その活動の改善や効果に関心がある人々が利用できる情報を作りだすこと
- を目的としている。

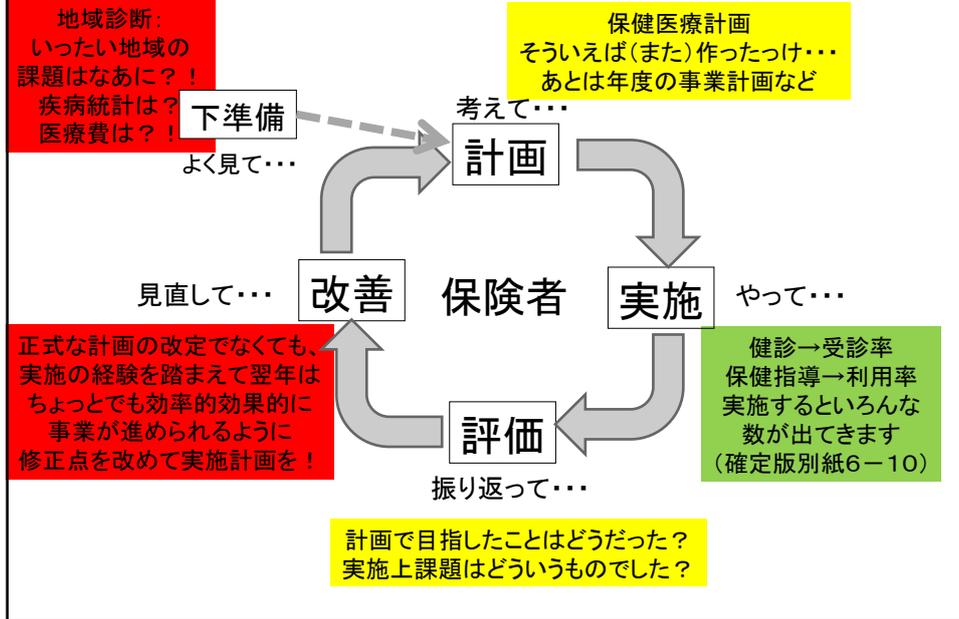
「地域における健康日本21実践の手引き」より ※その出典はWHOの会議

いまさらですが・・・

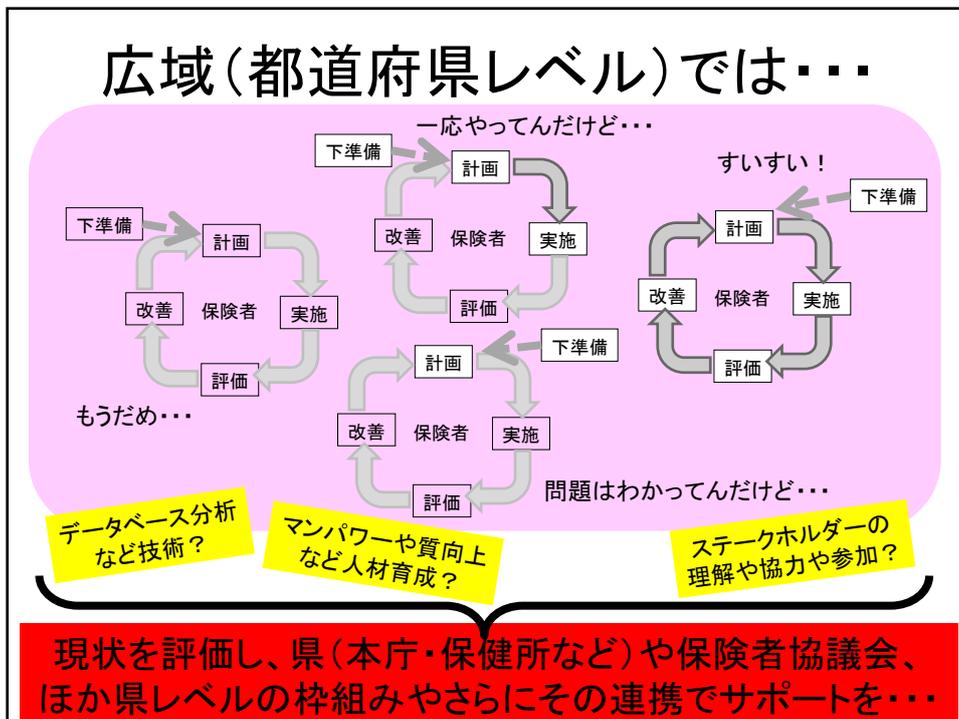
- 保健プログラムの評価の基準
 - 実効性: 目標は達成されたか
 - 効率性: 目標達成のために経費はどれくらい使われたか
 - 適切性: 目標達成のために最も有効な手段がとられたか
 - 妥当性: 目標の設定は妥当であったか

「地域における健康日本21実践の手引き」より ※その出典はWHO

特定健診・保健指導では・・・



広域(都道府県レベル)では・・・



参考②

「広域」の役割とは？

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

- 第一：本指針策定の背景と目的
- 第二：保健事業の基本的な考え方
- 第三：保健事業の内容
- 第四：事業実施上の留意事項
- 第五：保険者以外の保健事業実施者の役割

- ……この中で広域(都道府県レベル)の役割はどう位置付けられているのか？！

※健保版に「第五」はなし

ちなみに・・・

- 「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」
 - H21.3.31改正告示公布、4.1より施行です
- 市町村及び保険者が行う特定健康診査及び特定保健指導のほか、健康教育、健康相談、健康診査その他の保健事業に関して、その効果的かつ効率的な実施を図るため、基本的な考え方を示す
- ……ものです。
 - 健康保険者版も同時に公布されています。

第一：本指針策定の背景と目的

- 三
 - 保険者をはじめとする保健事業の実施者は、本指針及び健康診査等実施指針に基づき、保健事業の積極的な推進が図られるよう努めるものとする。
 - 注：「保健事業」
 - (国民健康保険法第八十二条第一項に規定する)健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第二：保健事業の基本的な考え方

- 一 保険者の役割の重視
 - 1(保険者が保健事業を実施する上で)都道府県、市町村及び他の保険者並びに後期高齢者医療広域連合等様々な実施主体と連携・・・
 - 2(地域の住民たる被用者保険の被保険者や被扶養者も保健事業への参加を促進するため)都道府県ごとに設ける保険者協議会等を活用

- 注：「保険者協議会」
 - 国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険等の各保険者が協議し、連携する場

第二：保健事業の基本的な考え方

- 五 地域や保険者の特性に応じた事業運営
 - 2(保険者が保健事業を実施するにあたり)都道府県や保険者協議会等関係者と十分連携し、地域ごとの医療費の特性や健康課題について共通の認識を持った上で(保険者は地域の特性に応じた保健事業を行うよう努める)

第二：保健事業の基本的な考え方

- 五 地域や保険者の特性に応じた事業運営
 - 3（保険者が保健事業を実施するにあたり）地域の関係者が連携、協力して健康づくりを行うとの観点から、地域の特性の分析や、それに応じた課題に対する保険事業の企画及び実施に当たっては、健康増進法、母子保健法、学校保健法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等に基づく地域における他の保健事業や介護保険法に基づく事業と積極的な連携及び協力を図るとともに、他の保険者や被用者保険の保険者等とも連携、協力すること。

第二：保健事業の基本的な考え方

- 五 地域や保険者の特性に応じた事業運営
 - 4（保険者が保健事業を実施するにあたり）また、関係者間で、保険者協議会や、必要に応じ地域・職域連携推進協議会等の場も活用することにより、各種行事や専門職研修等を共同して実施したり、施設や保健師等の物的・人的資源を共同して利用するなど、効率的に事業を行うよう努めること。

第五：保険者以外の 保健事業実施者の役割

- 1 国民健康保険団体連合会は、診療報酬明細書等を活用した医療費分析や保健事業に関する調査及び研究、保健事業の実施体制が不十分な保険者に対する在宅保健師の派遣、保健事業従事者に対する研修等、保険者が行う保健事業を支援する事業を行うこと。
- 保険者はこれらを活用することにより、保健事業の充実を図ること。
- また、都道府県等の地域において共同事業を行う場合は、積極的に国民健康保険団体連合会との連携を図ること。

※健保版にはなし

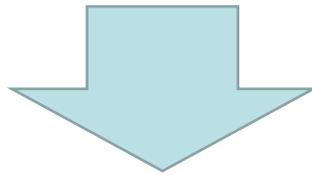
第五：保険者以外の 保健事業実施者の役割

- 2 都道府県は、都道府県健康増進計画を踏まえて、保険者や国民健康保険団体連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行うなど積極的な役割を果たすこと。

※健保版にはなし

いかがでしょうか？！

- 「主体はあくまでも保険者」の構図としても
- 「やれ」とはいわれていなくても広域で動いていくべき要素が見え隠れしていないでしょうか？！



みなさんの広域(都道府県レベル)には、
どういう保険者や関係者がいて、
どんな課題がありそうでしょうか？！

では、また明日午前・・・

今日の資料にも多くの視点や
ヒントがあふれていました。
がんばりましょう！！！！